関東学院大学大学院工学研究科電気工学専攻(博士後期課程)の廃止に係る学則変更について(届出)

関法発第 2019-284 号 2020 年 3 月 31 日

文部科学大臣 殿

学校法人 関東学院 理事長増田日出雄

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

・関東学院大学大学院工学研究科電気工学専攻(博士後期課程) の廃止に係る学則変更

関東学院大学大学院工学研究科電気工学専攻(博士後期課程)の廃止の事由 及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

- 1. 廃止する大学等の概要
 - (1) 廃止する研究科・専攻名 (課程)、入学定員及び収容定員

関東学院大学大学院

工学研究科 入学定員 収容定員

電気工学専攻(博士後期課程) 4 12

(※平成28年4月から学生募集停止)

(2) 当該研究科・専攻の所在地

神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号

2. 廃止の事由

平成28年に大学院工学研究科(博士後期課程)において、既設の機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻の4専攻を改組し、新たに総合工学専攻を設置した。

これに伴い、電気工学専攻については平成28年4月から学生募集を停止し、在学生が修了することを待って廃止することとしていたが、令和2年3月末日をもって在学生全員が修了することから廃止する。

3. 学生の処遇

上記のとおり、令和2年3月末日をもって、工学研究科電気工学専攻(博士後期課程)に在籍する学生はいない。

4. 教職員、施設設備の処置

上記のとおり、改組のため、所属教職員並びに施設・設備については、新設される総合工学 専攻(博士後期課程)に移管する。

5. 廃止の時期

令和2年3月31日